

林業・木材産業分野における TPP対策

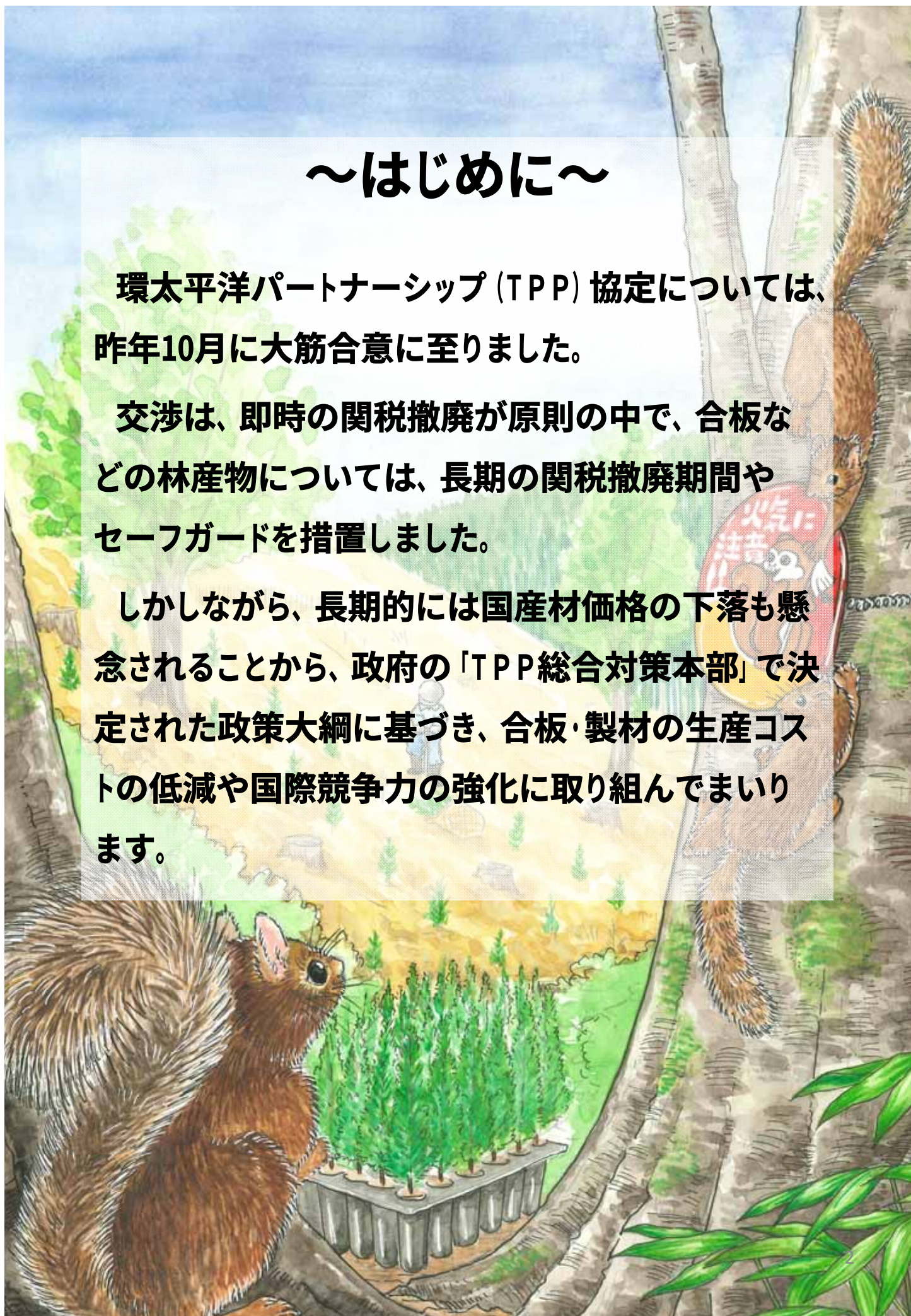
平成28年3月
林野庁

～はじめに～

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、昨年10月に大筋合意に至りました。

交渉は、即時の関税撤廃が原則の中で、合板などの林産物については、長期の関税撤廃期間やセーフガードを措置しました。

しかしながら、長期的には国産材価格の下落も懸念されることから、政府の「TPP総合対策本部」で決定された政策大綱に基づき、合板・製材の生産コストの低減や国際競争力の強化に取り組んでまいります。





目 次

- I TPP協定の概要・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 林産物への影響・・・・・・・・・・・・・ 6
- III TPP関連事業（平成27年度補正予算）・・ 8
- IV 林業の体質強化のための平成28年度予算・・ 11

I TPP協定の概要

(1) 林産物の交渉結果

TPPが「全ての品目の関税撤廃」を原則とする中で、衆・参農林水産委員会の国会決議を踏まえ、交渉を行いました。

① 合板・製材

輸入額が多い国(カナダ、マレーシア)や、輸入額の伸びが著しい国に対して、16年目までの長期の関税撤廃期間と、輸入量が急増した場合に関税をTPP協定の発効前の水準に戻すセーフガードを確保。(非農産品である林産物へのセーフガードの設定は初めて。)

例: マレーシアの合板とカナダの製材の場合

- ・現行税率4.8～10.0%。
- ・初年度に関税を50%削減、その後は税率を維持、16年目に撤廃。
- ・セーフガードは16年目以降も維持。

② 合板・製材の代替・競合品(OSB)

①と同様、輸入額が多い国(カナダ)に対し、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを確保。

③ 環境分野

違法伐採木材に関し、各国における行政措置の強化や各国間の協力に関する規律を規定。

I TPP協定の概要 (2) 主な林産物の合意内容

品目概要	単位	関税率	2011年～2013年の品目毎の3カ年平均輸入量									
			マレーシア	カナダ	NZ	チリ	ベトナム	米国	豪州	その他	TPP計	世界計
熱帯木材合板 (その他) (※1)	m3	6.0	770,121	-	-	-	7,616	41	-	59	777,837	1,351,237
広葉樹合板 (※1)	m3	6.0	616,393	194	-	-	41,502	92	-	-	658,181	1,155,461
熱帯木材合板 (14種) (※1)	m3	8.5～ 10.0	151,166	-	-	-	40	1	-	-	151,207	368,600
針葉樹合板 (※1)	m3	6.0	223	23,748	50,208	7,401	2,565	2,837	-	-	86,981	154,145
OSB (※2)	m3	5.0～ 6.0	-	206,518	0	-	-	462	-	-	206,980	263,578
パーティクル ボード (※2)	m3	6.0	13,035	181	61,442	-	113	24	1,380	-	76,174	84,693
SPF製材 (※1)	m3	4.8	6	1,502,676	55,559	300,059	209	9,686	101	-	1,868,296	5,397,478
造作用 LVL (※2)	m3	6.0	20,234	664	5,999	-	1,231	488	-	-	28,616	478,090
造作用 集成材 (※2)	m3	6.0	5,405	286	33	275	6,425	20	-	-	12,445	96,386
ブロックボード等	m3	6.0	28,203	-	-	-	80	-	-	-	28,282	103,751
フリー板	m3	2.9	9,267	53	38	1,566	19,733	23	15	-	30,696	320,764
さねはぎ加工	m3	5.0	6,664	13,813	258	443	1,133	64	36	11	22,423	91,723
MDF	千kg	2.6	119,373	7	208,176	4,731	213	100	8,913	-	341,514	377,599
その他 建築用木工品	千kg	3.9	72	2,669	33,003	-	553	5,895	2	-	42,193	272,185
その他木製品	千kg	2.9	2,460	315	4	13	4,411	149	1,508	10	8,869	124,275

※1 国会決議品目

※2 国会決議品目の主な競合品目

(凡例)

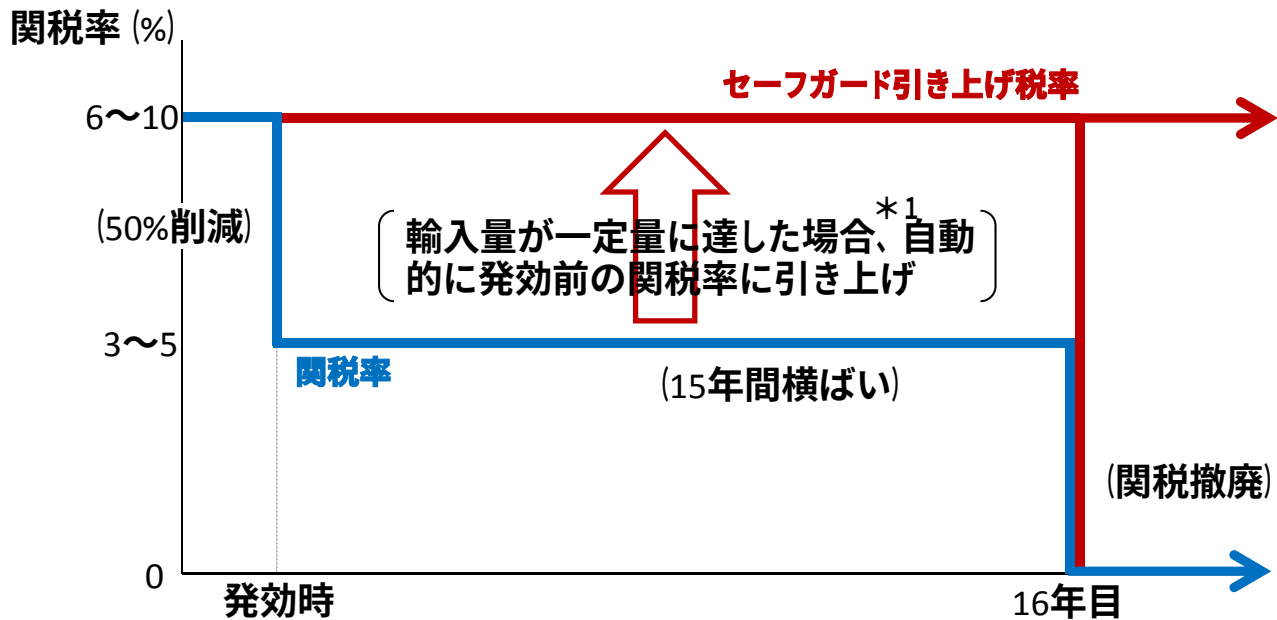
発効時50%削減、15年目まで横ばいで推移し、16年目で撤廃。セーフガード付き。	
15年間均等引き下げ、16年目で撤廃。セーフガード付き。	
発効時50%削減、10年目まで横ばいで推移し、11年目で撤廃。セーフガード付き。	
10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。	
即時撤廃	

(備考)

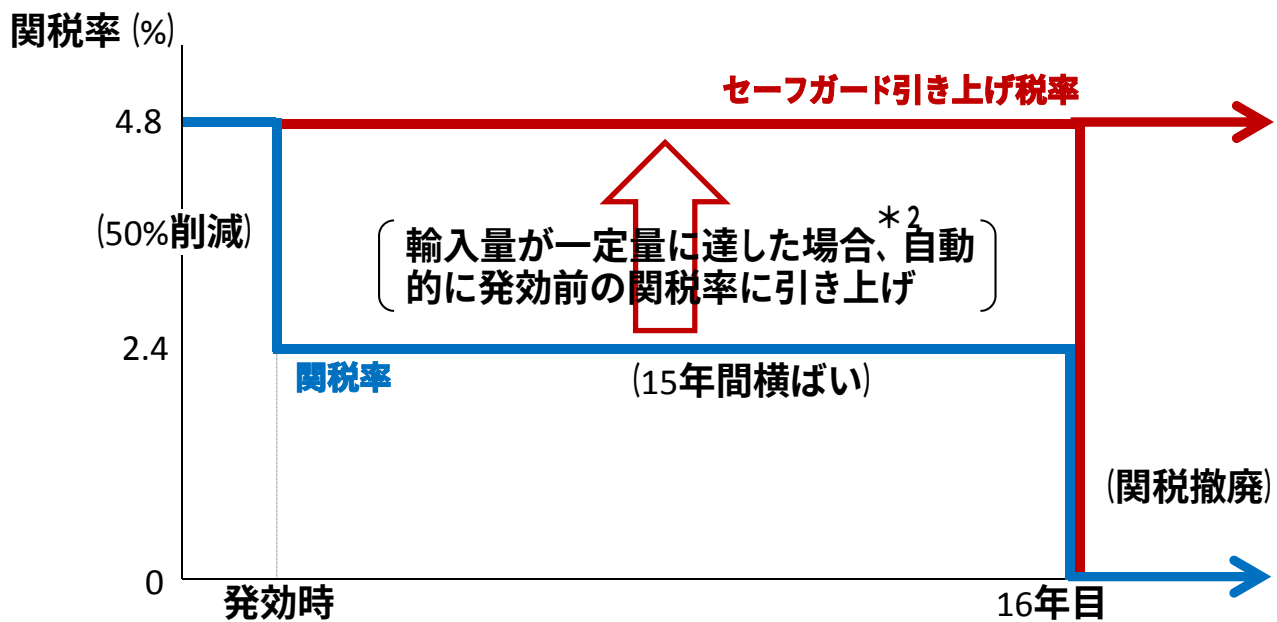
- 熱帯木材合板(その他)：ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(6ライン)
- 針葉樹合板：ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(3ライン)
- 造作用LVL：針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
- 造作用集成材：針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
- その他建築用木工品：CLTについては、8年間均等引き下げ、9年目で撤廃。(1品目)

(3) 林産物セーフガードの概要

1. 合板 (例: マレーシア)



2. 製材 (SPF) (例:カナダ)



〔注〕 上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可

*1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千m³、毎年20.9千m³増、16年目以降毎年31.3千m³増。

※2：カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千m³、毎年31.5千m³増、16年目以降毎年31.5千m³増。

(参考 1) 各国の対日関税に関する個別品目の交渉結果

(1) 合板

注：「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。[]内は、EPA税率。

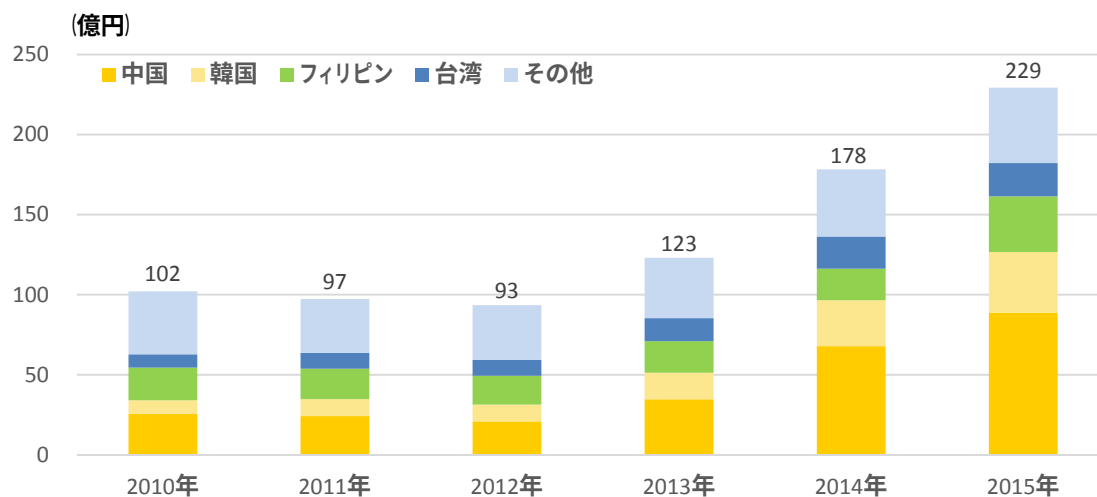
国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税～8% ↓ 即時 又は5年目撤廃	無税～9.5% ↓ 即時撤廃	無税～5% [無税] ↓ 即時撤廃	10～15% [無税～15%] ↓ 5～10年目撤廃	35% [無税] ↓ 6年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税～6%] ↓ 即時撤廃	9% [5.7%] ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% ↓ 即時又は 7年目撤廃	7% [3.6%] ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃

(2) 製材

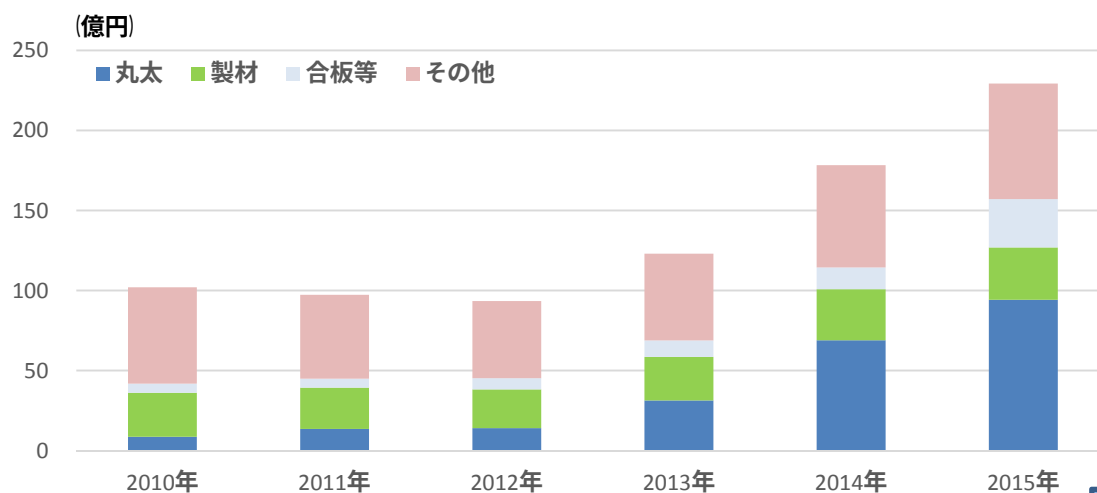
国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	(無税)	無税又は5% [無税] ↓ 即時撤廃	0～5% ↓ 即時撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税～1.1%] ↓ 即時撤廃	無税又は9% [無税又は3%] ↓ 即時撤廃	無税又は5% ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃

(参考 2) 木材の国別・品目別輸出額の推移

国別



品目別

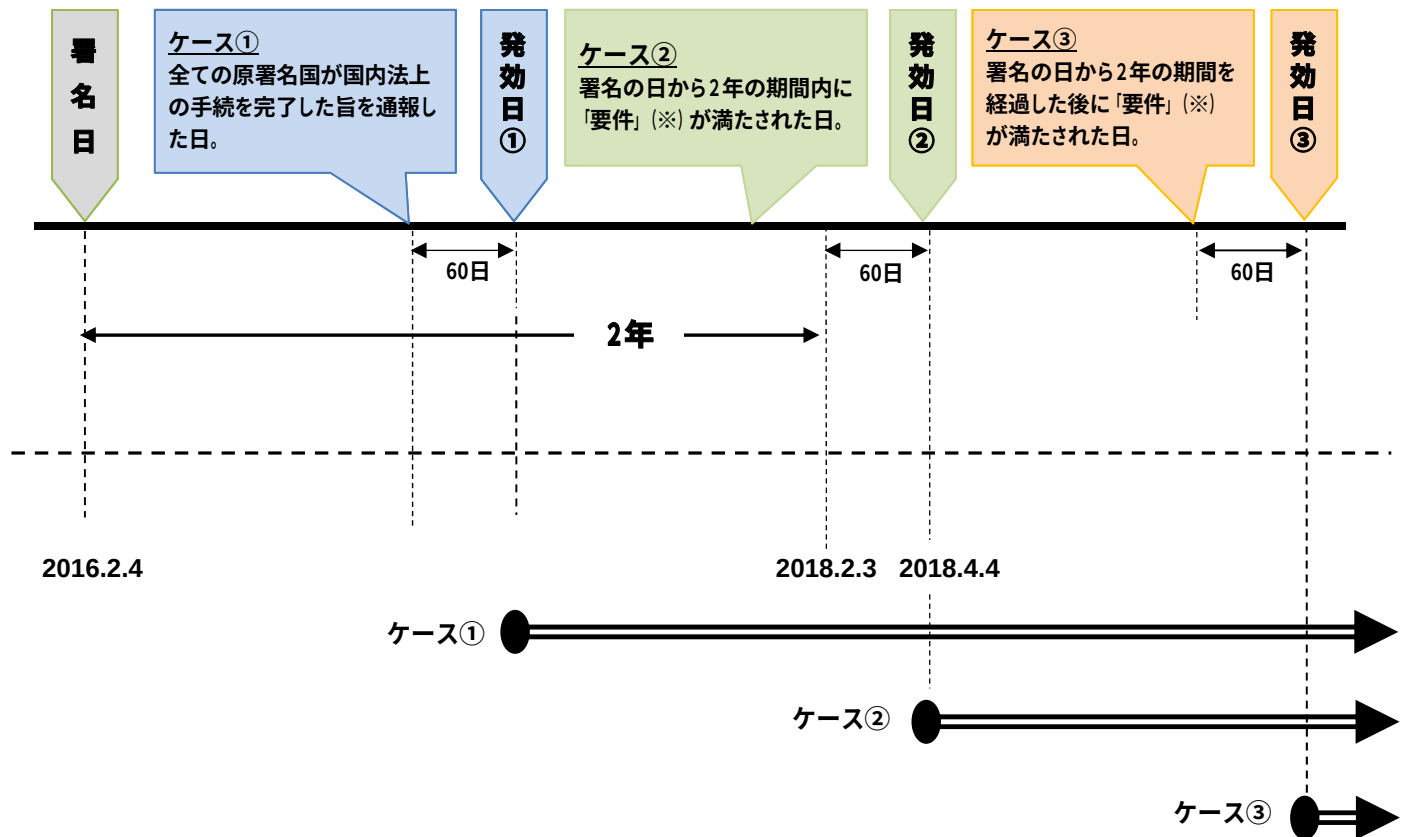


資料：貿易統計

I TPP協定の概要 (4) 発効規定

発効規定

※要件：原署名国のGDP（2013年）の合計の85%以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報すること。



[参考] TPP交渉参加国のGDP (2013年) (単位: 10億米ドル)

	GDP	割合
米国	16,663	60.2%
日本	4,920	17.8%
カナダ	1,839	6.6%
豪州	1,497	5.4%
メキシコ	1,262	4.6%
マレーシア	323	1.2%
シンガポール	302	1.1%
チリ	277	1.0%
ペルー	202	0.7%
NZ	185	0.7%
ベトナム	171	0.6%
ブルネイ	18	0.1%
合計	27,658	100.0%

2か国で78.0%

残る10か国のうち
① 4か国以上、かつ、
② GDP割合7.0%以上が必要。

II 林産物への影響 (1) 定性的な影響分析

合板、製材等については、長期の関税撤廃期間とセーフガードにより、TPPによる影響は限定的との見込みです。

合板等

基礎データ

国内生産量 (2013年)	主な生産地				輸入量 (2013年)	主な輸入先国 (輸入量シェア)		
5,112千m ³	—	—	—	—	4,314千m ³ 【うちTPP参加国1,774千m ³ 】	マレーシア 1,612千m ³ (37%)	インドネシア 1,093千m ³ (25%)	中国 897千m ³ (21%)
価格・生産量・輸入量の推移 (百円/m ³ ・千m ³)						関税率		国境措置の概要
年	2010	2011	2012	2013	2014	1次税率 3.9、6、8.5、10%	二次税率 -	-
国産品価格	282	408	481	390	493			
輸入品価格	428	473	488	483	654			
国内生産量	4,747	4,644	4,713	5,112	4,953			
輸入量	3,821	4,481	4,321	4,314	4,327			

出典：木材需給報告書（農林水産省）、貿易統計（財務省）、木材建材ウイクリー、日本集成材工業協同組合調査
※国産品価格及び輸入品価格は、構造用合板（各年1月時点）。国内生産量は合板及び集成材の計。

交渉結果

品目／ 現在の関税率	合意内容
合板 10%、8.5%（熱帯木材14種）、6%（その他熱帯木材、広葉樹、針葉樹）	- 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいものについては、16年目までの長期の関税撤廃期間＋セーフガード。 - マレーシア：熱帯木材14種合板、その他熱帯木材合板、広葉樹合板 - ベトナム：広葉樹合板、その他熱帯木材合板（一部）、針葉樹合板（一部） - カナダ、NZ、チリ：針葉樹合板 - 上記以外のものについては、11年目までの関税撤廃。

結果分析

- 輸入量4,314千m³のうち約4割をマレーシア等TPP参加国が占める状況。
- 国産品はこれら輸入品との厳しい競争関係。
- 他方、現在の関税率が10%以下となっている中で、合板と競合・代替するOSB、PBを含め、長期間の関税撤廃期間を設けるとともにセーフガードを措置。



- したがって、TPP合意による影響は限定的と見込まれる。
- 他方、長期的には、国産材の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

製材(SPF)

基礎データ

国内生産量 (2013年)		主な生産地 (生産量シェア)			輸入量 (2013年)		主な輸入先国 (輸入量シェア)		
10,100千㎡		広島県 1,187千㎡ (12%)	北海道 957千㎡ (9%)	宮崎県 749千㎡ (7%)		5,957千㎡ 【うちTPP参加国1,893千㎡】	E U 3,139千㎡ (53%)	カナダ 1,573千㎡ (26%)	ロシア 863千㎡ (14%)
価格・生産量・輸入量の推移 (百円/㎡・千㎡)						関税率			
年	2010	2011	2012	2013	2014	1次税率		二次税率	
国産品価格	350	580	500	480	700	4.8%		-	
輸入品価格	310	330	300	330	460				
国内生産量	9,415	9,434	9,302	10,100	9,569				
輸入量	4,882	5,253	4,983	5,957	4,927				
						国境措置の概要			

出典：木材需給報告書（農林水産省）、貿易統計（財務省）、木材建材ウイクリー
※国産品価格は杉柱角、輸入品価格はSPFディメンジョン（各年1月時点）。国内生産量は製材品出荷量。

交渉結果

品目／ 現在の関税率	合意内容
SPF製材 4.8% 〔※トウヒ属・マツ属・モミ属 (Spruce、Pine、Fir)の製材。〕	輸入額の大きいカナダに対しては、16年目までの長期の関税撤廃期間＋セーフガード。その他の国に対しては、11年目までの関税撤廃期間。ただし、ニュージーランドについては、即時関税撤廃。

結果分析

- 輸入量5,957千m³のうち約3割をカナダ等TPP参加国が占める状況。
- 国産品はこれら輸入品との厳しい競争関係。
- 他方、現在の関税率が10%以下となっている中で、長期間の関税撤廃期間を設けるとともにセーフガードを措置。



- したがって、TPP合意による影響は限定的と見込まれる。
- 他方、長期的には、国産材の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

II 林産物への影響 (2) 影響試算

合板と競合・代替するOSB,PBを含め、長期の関税撤廃期間を確保し、セーフガードを措置していることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や生産者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込んでいます。 [生産量減少率:0% 生産減少額:約219億円]

- (1) 試算対象品目：関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目（製材は対象外）
 (2) 試算対象国：TPP参加11カ国（米国、豪州、NZ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、メキシコ、カナダ）

関税率 (TQ、国産品目は2次税率)	3.9、6、8.5、10% (貿易加重平均関税率 (2013年:6.0%))
主産地	—
国内生産量	5,112千 m^3
輸入量 (うちTPP参加国)	4,314千 m^3 (1,774千 m^3)

考え方 (シナリオ)

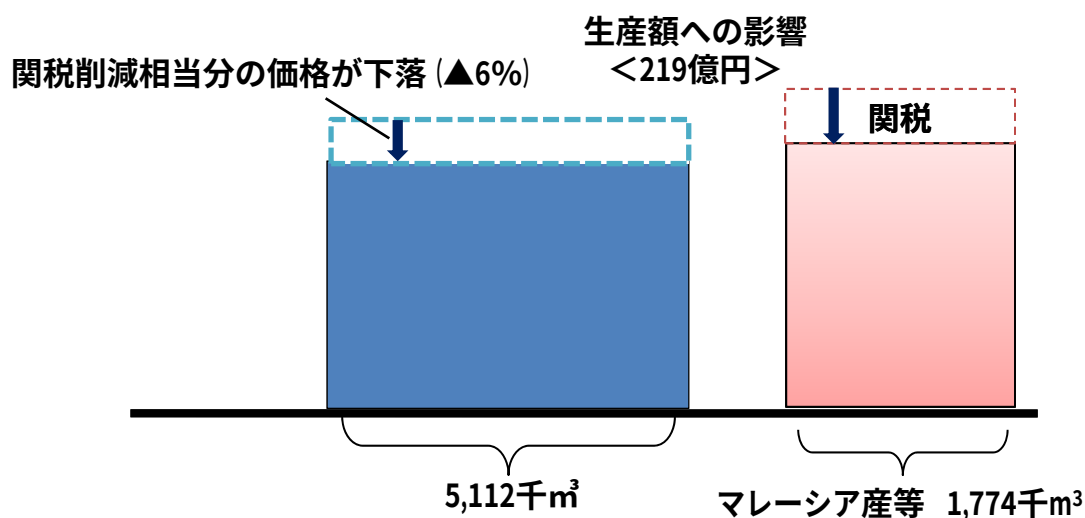
(試算の前提)

- マレーシア産の合板をはじめとする輸入品の価格が関税削減相当分下落し、これに伴い競争力を維持する観点から、国産品価格も下落する。

(国内対策による影響緩和)

- 国内対策により、生産コストが低減され採算性が確保されることで、引き続き生産や生産者所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれる。

イメージ図



生産額 (価格 (P) × 生産量 (Q)) は減少するが、体質強化対策の適切な実施により、採算性が確保され、生産や生産者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。

Ⅲ T P P 関連事業（平成27年度補正予算）

合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大します。

① 合板・製材生産性強化対策事業【290億円】（基金化）

対象者

「体質強化計画」に沿って事業を行おうとする林業・木材産業等関係者

支援内容

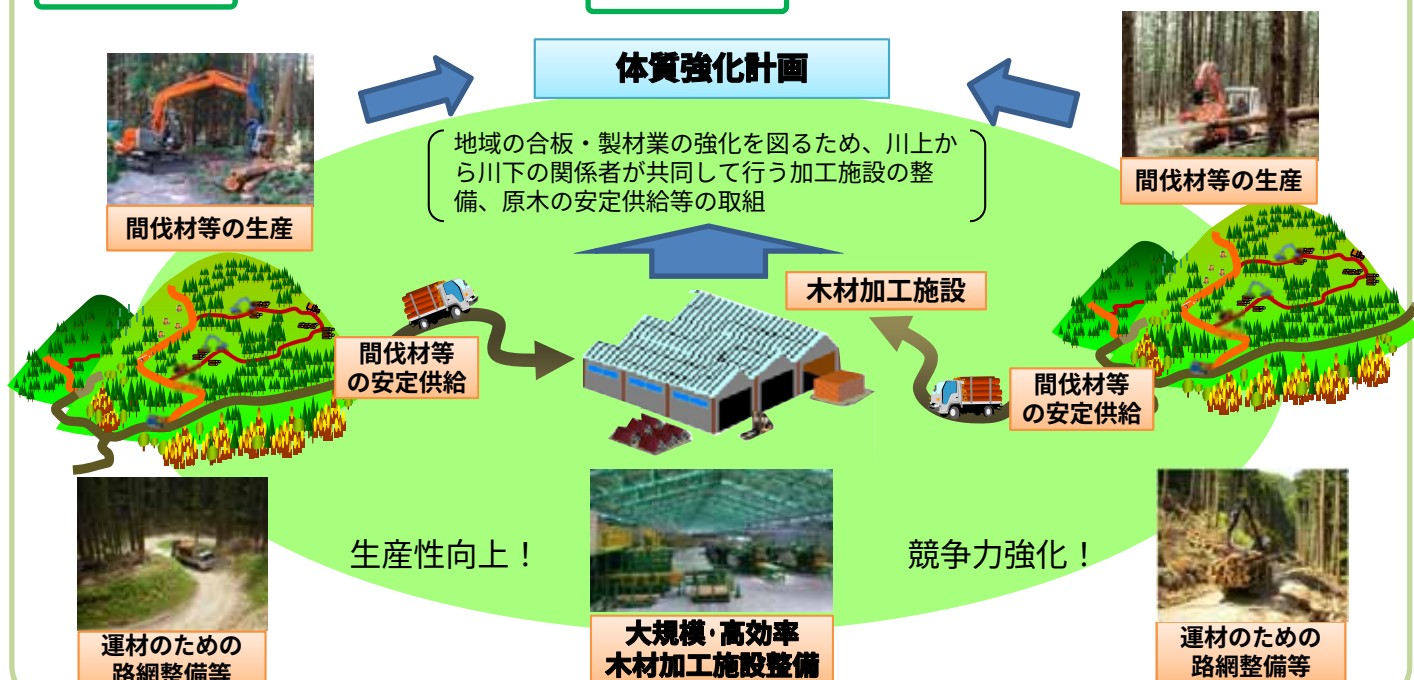
大規模・高効率の木材加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備等を支援

実施主体

民間団体等

補助率

定額（1／2以内等）



② 違法伐採緊急対策事業【2億円】

合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策の充実を図ります。

対象者

違法伐採対策として合法木材の利用促進に取り組む団体

支援内容

1. ワークショップ、セミナーの開催、各種広報の取組を支援
2. 生産国における木材流通実態や輸入事業者等が行う合法性のリスク評価に係る取組実態の把握

実施主体

民間団体等

補助率

定額、委託



日本の加工技術を生かした木材製品のブランド化、輸出先国における販売促進活動を支援することにより、付加価値の高い木材製品の輸出を拡大します。

○ 木材製品輸出特別支援事業 【1億円】

対象者 木材製品の輸出に取り組む木材産業関係者

- 支援内容**
1. 日本産木材製品のブランド化
 - ・日本の優れた加工技術を活かした輸出向けの木材製品仕様等の作成
 - ・輸出向けの木材製品の試作・改良
 - ・相手国における日本産木材に関するセミナー、研修会の開催
 2. 新たな輸出先国等における販売促進
 - ・木材製品の展示・P R（木材卸売市場等においてスペースを借用）
 - ・バイヤーの招へい

実施主体 民間団体等

補助率 定額

■ 日本産木材製品のブランド化



高品質の住宅内装材



製材品仕様等の検討



海外での日本産木材セミナー

■ 新たな輸出先国等における販売促進



海外展示会での木材製品 P R



海外からのバイヤー招へい



付加価値の高い木材製品の輸出を拡大

(参考) 林野庁関係TPP関連事業の一覧

合板・製材の国際競争力の強化

① 合板・製材生産性強化対策事業 [基金化] 290億円

- ・ 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援

2億円

② 違法伐採緊急対策事業

- ・ 合法木材の利用促進や現地の違法伐採情報の収集等

高品質な我が国林産物の輸出等の需要フロンティアの開拓

○ 木材製品輸出特別支援事業

- ・ 新たな木材製品仕様の作成等を支援

1億円

【関連対策】 国際競争力のある産地イノベーションの促進

○ 革新的技術開発・緊急展開事業【100億円の内数】

農林水産業の競争力強化に向けて、生産現場における先進技術を組み合わせた革新的技術体系の実証研究や、次世代の技術体系を生み出す研究開発を実施します。

補助率：定額
実施主体：農業・食品産業技術総合研究機構

想定される林業・木材産業分野での活用事例

(1) 地域の競争力強化のための革新的技術体系の確立支援

先進技術を組み合わせ、生産現場に導入可能な革新的な技術体系の確立

(例) 地域の体質強化に向けた原木供給の低コスト化の実証研究



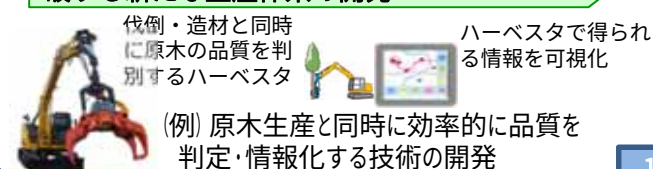
(2) 次世代の先導的な技術開発

木材の新たな価値や需要を生み出す木材利用技術の開発



(例) 要求性能に応じた木材を提供するための大径材丸太の強度予測技術の開発

ロボット技術等を活用した生産性の限界を打破する新たな生産体系の開発



(例) 原木生産と同時に効率的に品質を判定・情報化する技術の開発

Ⅳ 林業の体質強化のための平成28年度予算

次世代林業基盤づくり交付金

〔平成28年度予算概算決定額：61億円〕

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、間伐・路網整備や木材加工流通施設等の整備などを総合的に支援します。

① 次世代木材生産・供給システム構築事業

用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築するための路網整備、伐倒・搬出を支援します。

対象者 事業構想に基づき、事業を行おうとする林業・木材産業等関係者

支援内容 路網整備、伐倒・搬出

事業構想

実施主体 民間団体等

補助率 定額



事業構想を実現するため、事業者が森林・林業再生基盤づくり交付金において行う木材加工流通施設などの施設整備に関して、交付金配分の算定をする際に優遇します。

② 森林・林業再生基盤づくり交付金

木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給等を図るために必要となる機械施設の整備等について、地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県等に対して一体的に支援します。

対象者 都道府県等が林業の成長産業化の実現のために計画する事業に取り組む林業事業者等

支援内容 高性能林業機械、森林づくり活動基盤、特用林産振興施設、木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設、コンテナ苗生産施設等の整備など

実施主体 都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、森林整備法人 等

補助率 定額（1／2、1／3以内等）

〔高性能林業機械〕



〔森林づくり活動基盤〕



〔特用林産振興施設〕



〔木質バイオマス利用促進施設〕



〔木材加工流通施設〕



〔木造公共建築物〕



〔コンテナ苗生産施設〕



この他、主に地方公共団体を事業対象としているソフト事業（山地防災情報の周知、森林資源の保護、林業担い手等の育成確保）があります。

CLT・耐火部材など新たな製品・技術の開発・普及の加速化を進めるとともに、地域材の利用拡大を支援します。

対象者

地域材の利用拡大に関する以下の取組を実施する林業・木材産業関係者等

支援内容

1. 木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するための製品・技術の開発・普及
2. 木造建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大に関する取組の支援

実施主体

民間団体等

補助率

定額、1／2、3／10
(一部を委託で実施)

都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及 【365百万円】

- 木材需要のフロンティアとなる都市部の中高層建築・低層非住宅建築等をターゲットとした「都市の木質化」等を推進。

CLT等中高層建築物等の木質化に係る技術の開発・普及



CLTの汎用性拡大に向けたCLT強度データ等の収集



中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発



店舗等低層非住宅建築物の木質化に向けた取組の支援



CLTの施工方法の確立及びコストダウンに向けたCLTを活用した先駆的建築の支援



製材品の需要創出・高付加価値化等に向けた製品・技術の開発・普及

木材を利用した建築物の建設に携わる設計者の育成等の促進



木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組の支援や木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及

地域材利用促進 【850百万円】

- 様々な分野における木材需要の拡大に向けた技術開発、調査や普及啓発等を推進し、豊富な森林資源をフル活用。

公共建築物等の木造化等の促進



設計段階からの技術支援や木造と他構造の設計を行い両者のコスト比較により木造化へ誘導

新規分野における木材利用の促進



土木等新規分野での木材利用の実証・普及に関する取組を支援

工務店等と林業・木材加工業の連携による住宅づくり等への支援



地域材のサプライチェーンの構築や意匠性の高い木材の現し利用などの付加価値向上につながる取組等を支援

木づかい・森林づくり活動の全国的な展開



木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発、木育等を支援

木質バイオマスの利用拡大



木質バイオマスの利用拡大に向けた相談窓口の設置、燃料の安定供給体制の強化、技術開発・調査等を支援

海外での地域材利用



モデル建築における日本産木材の利用・展示等の取組を支援

違法伐採対策の推進

違法伐採対策の体制整備に向け、関連情報の収集・蓄積を図るほか、合法木材の普及を促進



「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を行うとともに、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

1 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業 【54億円】

対象者	新規就業者を雇用し育成に取り組む林業事業者（都道府県による認定事業者）
支援内容	- 新規就業者の確保・育成からキャリアアップまで、林業事業者が行う研修等を支援（研修生1人当たり月額9万円等） - 労働安全の専門家による林業事業者への安全指導等を実施
実施主体	民間団体
補助率	定額

■ 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策

確保

➢ 就業ガイダンス、トライアル雇用等

- ◆ 林業就業への理解の促進、就業機会の拡大に向けた**就業説明・相談会**
- ◆ 林業への適性の見極めや、林業の作業実態等の理解を図るための**3ヶ月程度の短期雇用**

育成

➢ 林業作業士（フォレストワーカー）研修

（対象：新規就業者）

- ◆ 林業に必要な資格等（※）の取得に加え、**基本的な知識・技術等の習得のための集合研修と実地研修（OJT）を組み合わせた3年間の研修**
（※チェーンソー、高性能林業機械等）



キャリアアップ

➢ 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修

（就業5年以上）

- ◆ 担当現場の効率的な運営に必要な知識・技術等の習得のための研修

➢ 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修

（就業10年以上）

- ◆ 複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術等の習得のための研修

2 緑の青年就業準備給付金事業 【2.8億円】

対象者	林業への就業に向けて林業大学校等で研修を受ける青年
支援内容	安心して研修に専念できるよう給付金を給付 （給付額：最大150万円/年（最長2年間））
実施主体	都道府県等
補助率	定額



3 多様な担い手育成事業 【0.4億円】

対象者	林業後継者の掘り起こしや女性林業従事者の支援等を全国規模で実施する団体
支援内容	高校生に対する就業体験、女性林業従事者のネットワーク化等の活動に対する支援
実施主体	民間団体
補助率	委託、定額

4 森林づくり主導人材育成対策 【1.2億円】

対象者	林業技術者の研修を全国規模で実施する団体
支援内容	森林総合監理士の候補者となる若手技術者の育成の研修実施、森林施業プランナーの育成のための各種研修等実施への支援
実施主体	民間団体
補助率	委託、定額、1／2

施業集約化に向けた森林境界の明確化を促進するとともに、新たな技術を活用し、効率的に施業提案等を行うための仕組みづくりを推進します。

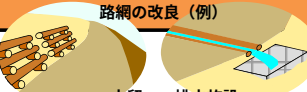
① 森林整備地域活動支援交付金【2億円】

対象者 市町村長と協定を締結した森林組合等

支援内容 森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の簡易な改良に対して支援

実施主体 民間団体等

補助率 定額（1／2相当）

①森林情報の収集活動	※森林経営計画作成時の活動に限ります。
森林経営計画作成に必要な、森林所有者や施業履歴などの基本的な森林情報を取得するための作業	 情報の収集・整理  現地確認
②森林調査	
施業量や施業方法を決定するために必要な詳細な調査	 立木調査
③合意形成活動	
森林経営計画作成や間伐などの施業実施に関する関係者との合意形成を図るために必要な活動	 現地での説明  戸別訪問による説明
④境界の確認	
施業実施に当たって、現地杭がないなど境界が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立会いのもとで、境界の確認を行う作業	 所有者立会いのもと境界を確認
○不在村森林所有者情報の取得（経営計画作成時の加算措置）	
不在村者の現地立会やGPSを活用した境界の確定などが含まれる。	 現地での境界確定
※ 各欄の活動の例に限らず、森林経営計画作成や施業集約化に必要な調査や合意形成活動であれば幅広く支援が可能。	
森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備	
施業の集約化等を進める上で必要となる既存路網の簡易な改良活動を支援（木製の横断溝、土留、洗い越しなどの改良活動）	 路網の改良（例）  土留  排水施設

② 森林情報高度利活用技術開発事業【43百万円】

航空レーザー等の新たな技術により把握した森林情報の利活用に向けた実証等を支援します。

対象者 森林情報システムや航空レーザー計測に関して専門的技術を有する事業者

支援内容 施業集約化に向け、航空レーザーで取得した森林資源情報等の大量の情報を効率的かつ安全に利活用するため、ICTによる情報共有の実証及びシステムの標準化を支援

実施主体 民間団体

補助率 定額

問合せ先一覧

お気軽にお問い合わせください

項 目	担当課室	連絡先
I TPP大筋合意の概要	林野庁木材利用課 木材貿易対策室	(直) 03-3502-8063
II 林産物への影響	林野庁木材産業課	(直) 03-6744-2293
III TPP関連事業 (平成27年度補正予算)		
合板・製材生産性強化対策事業	林野庁計画課	(直) 03-6744-2300
違法伐採緊急対策事業	林野庁木材利用課 木材貿易対策室	(直) 03-3502-8063
木材製品輸出特別支援事業	林野庁木材利用課	(直) 03-6744-2299
革新的技術開発・緊急展開事業	技術会議事務局 研究推進課	(直) 03-3502-7462
IV 林業の体質強化のための平成28年度予算		
次世代林業基盤づくり交付金	林野庁計画課	(直) 03-6744-2300
新たな木材需要創出総合プロジェクト	林野庁木材利用課	(直) 03-6744-2120
森林・林業人材育成対策	林野庁経営課	(直) 03-3502-8048
施業集約化の加速化	林野庁森林利用課	(直) 03-3501-3845



発行：林野庁
〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
Tel: 03-6744-1777 (林政課)